

令和6年度 那覇市国保特定健診の変更点について

那覇市健康増進課

1 国保特定健診の契約について

国保特定健診は、沖縄県医師会と沖縄県国民健康保険団体連合会（国保連）が各医療機関と県内市町村国保の代表として集合契約を行い、対象の方は県内のどこの受託医療機関でも、国の指定する健診メニューで特定健診を受診できる契約となっています。

また、国保加入者の健康診査（20代・30代健診）についても同じ内容の集合契約が行われていますので、同様の対応を行うようにしてください。

なお、健診項目や健診実施方法、費用等の詳細については契約書又は沖縄県医師会へご確認をお願いします。

2 健診項目等の変更内容概要

令和6年度より「標準的な健診・保健指導プログラム」が改訂され、特定健診においては、次の項目が変更となっています。

(1) 基本的な健診項目

血中脂質検査における中性脂肪において、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合は、食直後を除き随時中性脂肪による血中脂質検査を可とした。

(2) 標準的な質問票

- ・ **喫煙**や**飲酒**に係る質問項目については、より正確にリスクを把握できるように詳細な選択肢へ修正した。
- ・ **特定保健指導**の受診歴を確認する質問項目に修正した。

※特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）より

3 健診項目等の変更点詳細

(1) 血中脂質検査

令和5年度まで

検査名	項目名
血中脂質検査	中性脂肪
	HDLコレステロール
	LDLコレステロール
	(Non-HDLコレステロール)

令和6年度より

検査名	項目名
血中脂質検査	空腹時中性脂肪
	随時中性脂肪
	HDLコレステロール
	LDLコレステロール
	(Non-HDLコレステロール)

※検査方法は同じだが、食後10時間以上の場合は「空腹時中性脂肪」の項目に、食後3.5～10時間の場合には「随時中性脂肪」の項目に入力が必要です。

(2) 標準的な質問票 (問診票)

〈喫煙の質問項目〉

	質問項目	回答項目
旧	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
新	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1か月間吸っている 条件2：生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	① はい (条件1と条件2を両方満たす) ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない (条件2のみ満たす) ③ いいえ (①②以外)

〈飲酒の質問項目①〉

	質問項目	回答項目
旧	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	<ul style="list-style-type: none"> ①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
新	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。（※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎日 ② 週5～6日 ③ 週3～4日 ④ 週1～2日 ⑤ 月に1～3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない（飲めない）

〈飲酒の質問項目②〉

	質問項目	回答項目
旧	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安： ビール500ml、 焼酎(25度110ml)、 ウイスキーダブル1杯(60ml)、 ワイン2杯(240ml)	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3合以上
新	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・ 180ml)の目安： ビール(同5度・500ml)、 焼酎(同25度・約110ml)、 ワイン(同14度・約180ml)、 ウイスキー(同43度・60ml)、 缶チューハイ(同5度・約500ml、 同7度・約350ml)	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上

〈保健指導の質問項目〉

	質問項目	回答項目
旧	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ
新	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ

4 令和6年度の特特定健診受診券

- (1) 令和6年11月までは例年通り国保証と一体型の受診券発行
- (2) 令和6年12月以降の保険証廃止後は単独の受診券発行

対象者	期間 (R6.4.1~R7.3.31)	
	R6.4月~	R6.12月~
国保証をお持ちの方	国保証だけで健診受診可能	
(R6.12月以降) 国保に新規加入及び国保証を紛失等された方		受診券が必要

※国保証の有効期限はR7年度以降となりますが、受診券の有効期限はR6年度中となります。

※受診券の様式については、現在沖縄県と調整中のため、様式や運営方法等が決定次第お知らせ予定となっています。

5 その他注意事項

(1) 追加検査項目について

沖縄県医師会との集合契約により追加健診として従来通り次の3項目の設定が予定されていますので、あわせて実施してください。

- ・「尿潜血」
- ・「尿酸」
- ・「血清クレアチニン検査及びeGFR」

(2) 詳細健診の実施について

次の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者について詳細な健診を実施するものとなりますので、一律的な実施は行わないようにしてください。

〈心電図検査〉

当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg 以上若しくは拡張期血圧が90mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

〈眼底検査〉

当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖の値が国の示す基準に該当した者

- ・ 血圧：収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上
- ・ 血糖：空腹時血糖 126mg/dl 以上若しくはHbA1c (NGSP) 6.5%以上
または随時血糖 126mg/dl 以上

〈貧血検査〉

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

6 お知らせ

健康増進課では、特定健診を実施する医療機関向けに、次の啓発物品の提供や医療機関案内動画の撮影・Instagramにおいて案内を行っています。

- (1) 特定健診のぼり提供
- (2) ポスター、チラシ、リーフレットの提供
- (3) 啓発動画の提供

那覇市特定健診関連ホームページ

那覇市健康増進課Instagram

